

# 盛岡市社会福祉審議会委員を3人公募します

～あなたの意見を福祉施策に活かしてみませんか～

市では、社会福祉法に規定する盛岡市社会福祉審議会に委員として参加していただける市民の方を募集します。この審議会は、市の社会福祉に関する計画の策定及び推進に関する重要事項を調査・審議するために市長の諮問機関として設置されているものです。

これからの中長期的な福祉施策の進むべき方向などについて、幅広い視野から御意見をいただきたいと思いますので、多くの皆様の応募をお待ちしております。

## 応募要領

### 1 応募資格

次の条件をすべて満たす方で、社会福祉に理解・関心のある方

- (1) 令和8年4月1日時点での在籍地が盛岡市であり、1年以上の住所を有する方
- (2) 平成20年4月1日までに生まれた方（18歳以上）
- (3) 令和8年4月1日時点での他の審議会などの委員を務めていない方
- (4) 平日の日中に開催する会議（年2～4回程度）に出席できる方

### 2 任期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、盛岡市保健福祉部地域福祉課へ郵送又は直接提出するようお願いします。

### 4 募集期間

令和8年2月16日（月曜日）から3月6日（金曜日）まで

- ・持参の場合は、午前8時30分から午後5時30分まで（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・郵送の場合は、必着でお願いします。

### 5 募集人員等

3人とします。

なお、審議会の委員は、【1】障がい者福祉専門分科会、【2】児童福祉専門分科会、【3】高齢者福祉専門分科会、【4】地域福祉専門分科会のいずれかの専門分科会の委員も兼ねていただきますので、希望する専門分科会を応募用紙に記入願います。また、所属する専門分科会については、応募者の希望する専門分科会とするほか、応募者と市の協議により決定する場合がありますので、予め御了承願います。

### 6 選考方法

応募書類による選考により決定します。選考は市役所内で実施し、応募者全員に選考結果を通知します。なお、応募用紙に記載された個人情報は、審議会委員の選考にのみ使用し、目的外又は利用範囲を超えて使用しないことを申し添えます。

### 7 郵送・提出先及びお問い合わせ先

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市保健福祉部地域福祉課

電話：651-4111 内線2522～2524 直通電話：626-7509

Eメール：[tiikifukusi@city.morioka.iwate.jp](mailto:tiikifukusi@city.morioka.iwate.jp)